

## 大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により自宅にエアコンを設置していない世帯又は設置しているエアコンが故障等により使用できない世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用（以下「エアコン購入費」という。）の一部を助成することにより、夏季における熱中症による健康被害の予防を図るとともに、必要に応じ生活相談を行い、関係支援機関につなぐことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) エアコン 冷房機能を有する家庭用空調機器をいう。
- (2) 申請者 助成金の交付を受けようとする者をいう。
- (3) 登録事業者 大田市内に事業所を有するエアコンの販売及び設置を行う事業者であって、第10条の規定により市長の登録を受けた者をいう。
- (4) 代理受領 申請者に代わり、登録事業者が助成金を受領する方式をいう。

### (事業の実施期間)

第3条 事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (助成対象世帯)

第4条 事業の対象となる世帯は、次に掲げる要件をすべて満たす世帯とする。

- (1) 大田市内に住所（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める住所をいう。）を有する世帯であること。
- (2) 次のいずれかに該当する世帯であること。

ア 75歳以上の高齢者のみで構成される世帯であって、世帯員全員が住民税非課税の世帯

イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者が属する世帯であって、世帯員全員が住民税非課税の世帯

ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）で、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局通知）に基づく冷房器具及び設置費用の支給対象とならない世帯

- (3) 自宅にエアコンがない世帯又は故障等により使用できるエアコンがない世帯であること。

(4) この要綱により既に助成を受けたことがある世帯ではないこと。

2 前項第2号ア及びイの住民税は、第7条第1項の規定により申請する日が属する年度（当該申請日が4月から6月までの場合は、前年度）の住民税をいうものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める世帯は、対象とすることができる。

(助成対象機器)

第5条 助成の対象となるエアコンは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 助成金の交付決定後、当該年度の10月31日までに購入し設置すること。  
ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

(2) 登録事業者から購入し設置すること。

(3) 壁又は窓枠に固定して設置するエアコン（新品の製品に限る。）であること。  
ただし、住宅の構造等により固定設置が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(4) 助成対象世帯が居住する住宅に設置するものであること。

(5) 事業の用に供するものでないこと。

2 この要綱による助成の対象となるエアコンの台数は、1世帯当たり1台とする。

(助成額)

第6条 エアコン購入費の助成額は、次に掲げる額を上限とする。

(1) 本体費用 78,000円（税込）

(2) 設置費用 38,000円（税込）

2 実際の購入費用が上限額を下回る場合は、その実費額とする。

3 助成対象機器に係る延長保証料並びに既存エアコンの撤去費用及びリサイクル費用は、申請者の負担とする。

(申請)

第7条 助成を受けようとする者は、大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期限は、当該年度の9月30日までとする。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 申請者は、登録事業者に申請手続を代行させることができる。

4 前項の場合は、委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

5 申請書には、登録事業者が作成した見積書を添付しなければならない。

(助成の決定)

第8条 市長は、申請内容を審査し、助成の可否を決定し、交付決定（却下）通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(助成金の請求及び代理受領)

第9条 助成金は、原則として、申請者の委任に基づき登録事業者が受領する代理受領により交付するものとする。

2 前項の場合において、申請者は、エアコン購入費のうち、助成額を控除した残額を登録事業者に支払うものとする。

3 登録事業者は、エアコンの設置完了後、設置完了報告兼代理受領請求書（登録事業者用）（様式第4号）に必要書類を添えて、市長に請求するものとする。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、申請者に助成金を交付することができる。

5 前項の規定により申請者に助成金を交付する場合は、申請者は、エアコンの設置完了後、設置完了報告兼助成金請求書（様式第5号）に領収書等を添えて請求しなければならない。

6 前項の請求は、設置完了の日から30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。

7 前項の規定にかかわらず、請求の最終期限は令和9年2月28日までとする。

(登録事業者)

第10条 本事業においてエアコンの販売及び設置を行う事業者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成事業登録事業者申請書（様式6号）及び誓約書（様式7号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業内容が確認できる書類

(2) 誓約書

(3) 必要に応じ、営業許可証その他資格を証する書類の写し

3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは登録を行うものとする。

4 市長は、登録の可否を決定したときは、大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成事業登録事業者決定（却下）通知書（様式第8号）により通知するものとする。

5 登録事業者は、申請者の委任に基づき、申請手続、設置完了報告及び助成金の請

求を代行することができる。

(登録事業者の要件)

第11条 登録事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 大田市内に事業所を有し、エアコンの販売及び設置を適正に行うことができる者
- (2) 関係法令及びこの要綱を遵守する者
- (3) 市税の滞納がない者
- (4) 暴力団又はその関係者でない者
- (5) 適正な見積書及び領収書を発行できる者

(登録事項の変更)

第12条 登録事業者は、登録内容に変更があったときは、大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成事業登録事業者変更申請書(様式9号)速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、登録の可否を決定したときは、大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成事業登録事業者変更決定(却下)通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(登録の取消し)

第13条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき
- (2) 不正に助成金の請求を行ったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) 登録要件を満たさなくなったとき
- (5) その他市長が不相当と認めるとき

(遵守事項)

第14条 登録事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 適正な価格で見積りを行うこと
- (2) 助成対象外経費を明確に区分すること
- (3) 申請者に対し、制度内容を適切に説明すること
- (4) 市長の求めに応じ、必要な書類の提出又は調査に協力すること

(助成金の額の確定)

第15条 市長は、第9条の規定による設置完了報告を受けたときは、当該報告内容

を審査し、交付すべき助成金の額を確定したときは、大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成金確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（決定取消し）

第16条 申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（3）その他市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により取り消しを行ったときは、大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（返還）

第17条 前条の規定により助成決定を取り消した場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を決めて全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令は、大田市生活困窮世帯エアコン購入費助成金返還命令書（様式第13号）により行うものとする。

（機器の管理等）

第18条 助成を受けた者は、当該機器について、助成を受けた日から5年間は、市長の承認を受けないで、譲渡、交換、貸付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要と認めるときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（調査）

第19条 市長は、必要に応じ設置状況を調査できる。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。